

報道関係者 各位

職員の懲戒処分について

大東市では令和7年5月29日付けで、次のとおり懲戒処分を行いました。

この事案を厳粛に受け止め、改めて職員に対する服務規律の徹底を図り、再発の防止に努めてまいります。

1. 事案の概要

市役所庁舎敷地内にある職員団体事務所において、勤務時間中に職場を離れ、喫煙を行っていたもの。また、本市老人福祉施設においても勤務時間中に喫煙を行っていたもの。

2. 被処分者及び処分内容について

【戒告（地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当）】

総務部 40代 男性職員

保健医療部 40代 男性職員

保健医療部 30代 男性職員

都市整備部 40代 男性職員

【その他（訓告処分）】

2名

期間・頻度・回数等を考慮し、異なる処分量定としました。